**令和２年４月９日**

**練馬区立中村小学校**

**臨時休業期間中の児童の居場所の提供について**

この度、練馬区では、保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な児童については、各小学校で受け入れ、居場所を提供することとしますので、お知らせします。  
　  
１　対象者について  
　　保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な、

中村小学校に在籍する第１～６学年児童  
　　※　第１学年については、原則保護者の送迎が必要となります。  
  
２　期間および時間について  
　　４月１６日（木）～５月１日（金）午前９時から１２時まで  
　　※　土日祝日を除きます。  
  
３　場所について  
　　第１算数室、第２算数室、家庭科室を予定しています。（変更する場合もあります）

※　校庭・体育館は使用しません。  
  
４　参加申込について  
　・練馬区および学校ホームページに掲載されている「利用申込書」を印刷し、必要事項を記入した

　上で、４月１４日（火）までに学校に提出してください。  
　　中村小学校ホームページのトップページの下のほうにある「お知らせ」にも掲載しています。  
  
　・１５日以降に居場所利用が必要になった場合は、学校にご相談ください。  
　　※家庭で利用申込書の印刷ができない場合は、学校にありますので、取りに来ていただきますよ

　　うお願いします。  
  
５　その他  
　・集団感染が発生しかねない人数の申請があった場合や教員の勤務体制を超える申請があった場合（子育て中の教員もおり、学校も教員勤務の縮減を行っております）などには、低学年児童のみの実施とするなど、規模縮小を行うことがあります。  
　・申込をした児童は、原則全日程参加となります。  
　・利用する際は、学校ごとの検温カード等に必要事項を記入の上、お子さまに持参させてください。

なお、利用中にお子さまが体調を崩した場合は、引き取りを依頼します。予めご了承ください。  
　・利用しない日は、必ず学校に連絡をしてください。  
　・「子供の居場所の提供」が目的であり、学習を保障する場ではありませんので、お子さんに教材

　（読書をする場合は読む本）や文房具、上履き等を持参させてください。

（学校の教職員が見守りを行いますが、授業を行うことはありません。）  
　・可能な限りマスクを着用させてください。  
　・普段学校に持ち込まない物やお弁当などの飲食物は、持参させないでください。  
　・自転車で学校に来ることはできません。行き帰りの安全管理は、保護者の責任において行ってい

ただきますようお願いいたします。